

呉市建設工事入札参加資格者の審査基準

(趣旨)

第1条 呉市契約規則第3条の規定により、呉市に対して建設工事入札参加資格申請をした建設業者（以下「申請業者」という。）については、この審査基準の定めるところによる。

(入札参加資格の審査方法)

第2条 入札参加資格は、業種別に審査し、その有無を認定するものとする。

2 前項に規定する審査に当たっては、申請業者に対して、客観的事項及び主観的事項について算定するそれぞれの点数の和（以下「総合数値」という。）を業種ごとに付与するものとする。

(総合数値の算出方法)

第3条 総合数値は、客観的事項となる建設業法（昭和24年法律第100号）第4章の2に定める建設業者の経営に関する事項の審査等（以下「経営事項審査」という。）により算定された業種ごとの総合評定値に、主観的事項となる当該業者に対する各要素の審査結果に基づく数値をそれぞれ加えて算出する。

(客観的事項の算出方法)

第4条 客観的事項に関する点数の算出方法は、入札参加資格申請書を提出する際に添付された経営事項審査結果により算定された業種ごとの総合評定値とする。

(主観的事項の算出方法)

第5条 主観的事項に関する点数の算出方法は、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第3項の規定に基づき公示した入札参加資格の認定ごとに別途定める。

付 則

改正後の基準は、平成23年4月1日から適用する。

平成	5年	7月22日	制定
平成	7年	6月26日	一部改正
平成	9年	6月26日	一部改正
平成	11年	6月23日	一部改正
平成	19年	2月15日	一部改正
平成	20年	4月 1日	一部改正
平成	21年	2月16日	一部改正
平成	22年	10月 5日	一部改正